

安全で住みよい まちづくりのために

細街路拡幅整備事業

文京区ホームページもご参照ください。
<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

ホーム>防災・まちづくり・環境>道路>道路に関する事業

> 細街路拡幅整備事業

([制度概要](#)・[助成金制度](#)・[要綱](#)についてはこちら)

> 細街路拡幅整備協議に必要な書類

([協議に必要な書類](#)や[記入例](#)の印刷はこちら)



文京区



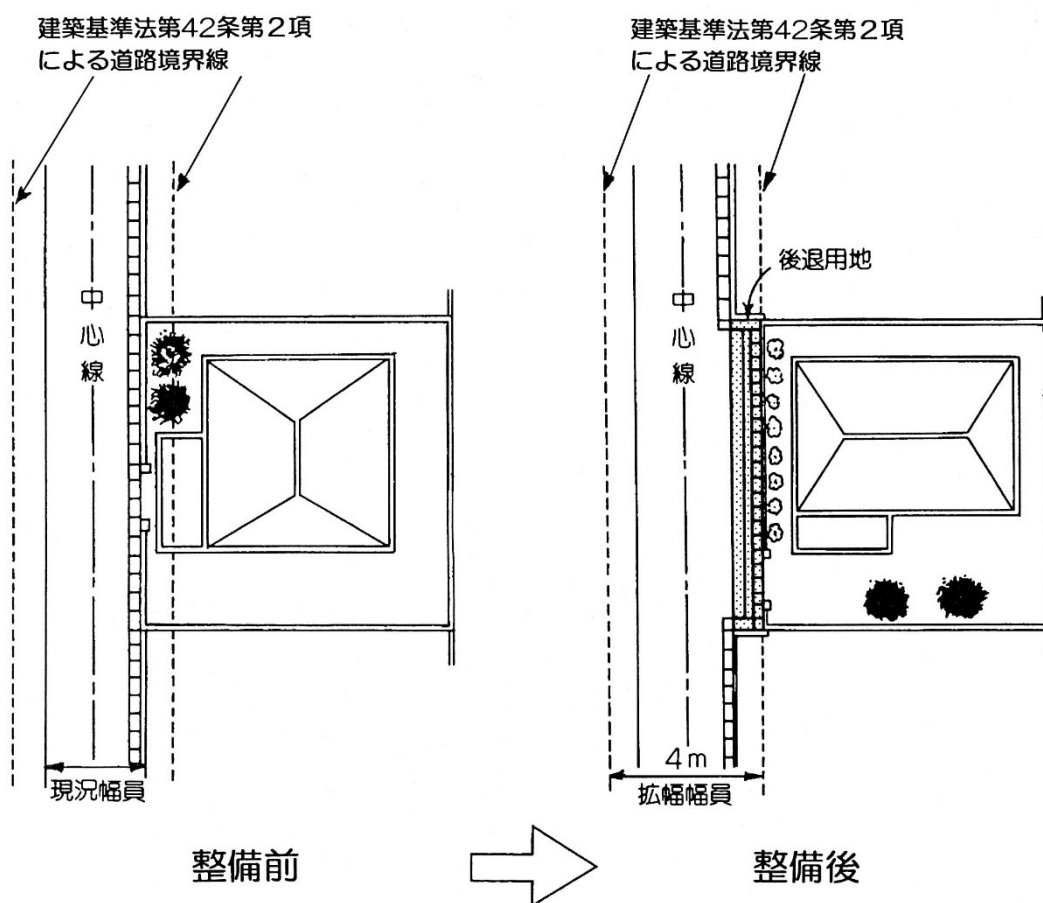
1 はじめに

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、文京区内には道幅が4メートルに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。

そこで、文京区では狭い道路を解消するため「細街路拡幅整備事業」を進めています。この事業は、建築基準法で定められた4メートル道路の確保と東京都建築安全条例による隅切り用地を整備するものです。

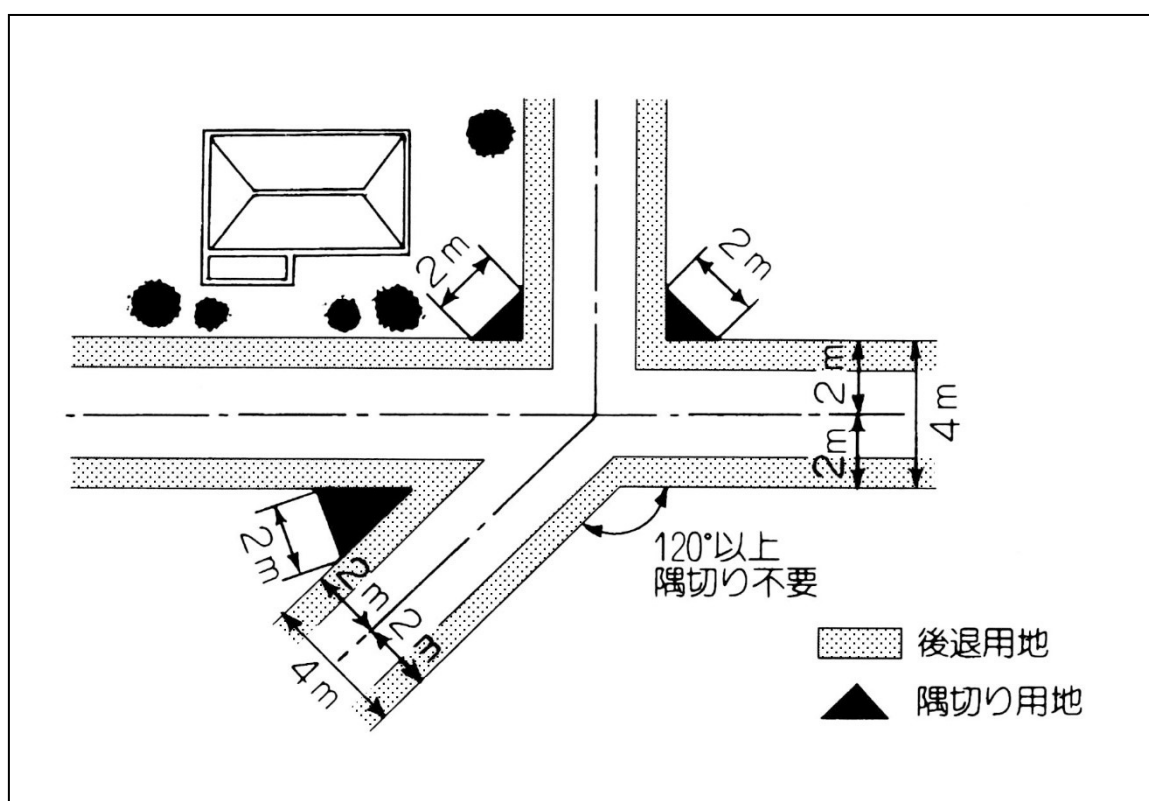
安全で住みよいまちづくりのために、区民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



2 拡幅整備の対象

拡幅整備の対象は、次のとおりです。

- 後退用地** 後退前の現況線と建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の境界線とみなされた間の土地。
- 隅切り用地** 建築基準法第42条第2項の規定による道路に接する東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条に規定する土地。



【注1】建築基準法第42条第2項の道路（いわゆる「2項道路」）とは・・・

建築基準法が施行された昭和25年以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で特定行政庁（区長）が指定したものをいいます。この道路の境界線は、原則として道路の中心線から両側にそれぞれ2m後退した位置です。

【注2】東京都建築安全条例第2条の角敷地とは・・・

幅員がそれぞれ6m未満の道路が120度未満の角度で交わる角敷地では、敷地のすみを頂点とする長さ2mの底辺をもつ二等辺三角形の部分は、建築制限を受けるとともに、その部分は、道路状に整備しなければなりません。

3 細街路の協議対象の方

細街路（2項道路）に接する土地の所有者で次のいずれかに該当する方から細街路の協議書類を提出していただき、道路の拡幅整備の範囲及び管理の方法等について、区と協議していただきます。

- （1）建築物を新築（増改築を含む）する方。この場合、建築確認申請を提出する前に協議書類を提出していただきます。
- （2）工作物（機械式立体自動車車庫等で建築物でないもの）をつくる方。
- （3）分譲又は賃貸のための戸建住宅の建設を前提とする、土地の区画又は形質の変更を行う方（宅地開発）。
- （4）建築物や工作物をつくる計画はないが、後退用地の区域を協議したい方（任意の協議）。

4 後退用地等の管理

1 区道に接する後退用地の場合

次の二つの方法から一つを選んでいただきます。

（1）無償使用承諾

後退用地を区道の一部として、在来の区道と一体として使用するため、区域変更をし、無償で使用することを承諾していただきます。この場合、後退用地の分筆及び所有権の移転登記は行いません。

（2）寄附

後退用地を宅地から分筆していただき、その後、区が所有権の移転登記を行います。この場合、拡幅整備の完了後であること及び官民の境界が確定している事が必要です。

2 私道に接する後退用地の場合

拡幅整備完了後、後退用地はその土地の所有者に引き継ぎ、維持管理していただきます。なお、後退用地の所有権の移転は行いません。

5 後退用地等の整備

1 区が拡幅整備を行う場合

区道・私道を問わず、区が拡幅整備をいたします。その際、原則として次の工事を行います。

- 現在ある L 形側溝、汚水及び雨水柵を移設し、後退部分の舗装工事を行います。
- 現在側溝等が入っていない道路については、境石等を設置し、後退部分の舗装工事を行います。

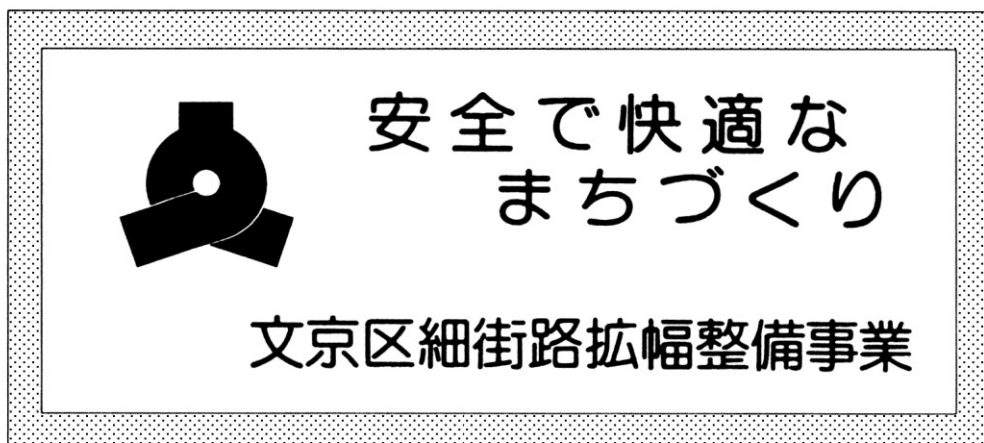
2 建築主等が拡幅整備を行う場合

次の場合は、建築主等自ら拡幅整備を行っていただきます。その際、仕様については、区にご相談ください。また、拡幅整備完了後に「自主整備工事完了届」の提出をお願いします。

- (1) 建築主等が、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合。
- (3) 建築主等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人である場合。
- (4) 文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（昭和57年6月1日56文建管発第292号）の適用を受けるとき。
- (5) 文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成20年3月文京区条例第11号）の適用を受けるとき。
- (6) その他、区長が別に定める場合。

6 後退表示板の設置

後退用地及び隅切り用地の拡幅整備が完了した後、「後退表示板」を L 形側溝等に設置させていただきます。



7 後退用地等の非課税手続き

拡幅整備が完了した後退用地及び隅切り用地で、固定資産税等が非課税の対象となる場合、その非課税申告手続きを区が代行いたします。その際、委任状が必要となります。

ただし、非課税の対象になるか否かの判断は都税事務所が行いますので、この点についてご理解をお願いします。

8 助成金及び奨励金

拡幅整備に伴い、塀の撤去などを行った場合は、それに要する費用の一部を助成する制度があります。ただし、P.4の2建築主等が拡幅整備を行う場合に該当し、建築主等が拡幅整備を行う場合及び建築主等が文京区の他の要綱等により助成金を受けるときは、助成金・奨励金の対象にはなりません。なお、助成対象工事の施工前に助成金の交付申請を行ってください。

助成金の対象及び金額については、P.16別表第1をご参照ください。

助成金申請に必要な書類及び、添付資料については次の通りです。手続きの詳細は、別紙助成金申請の案内文または文京区ホームページ（表紙参照）をご確認ください。

【助成金交付申請に必要な書類】

（助成対象工事の施工前に提出してください。）

- ・ 助成金交付申請書
- ・ 助成対象工事の見積書
- ・ 改修設計断面詳細図（新設塀の申請の場合必要です。）
- ・ 助成対象工事前の写真
- ・ 助成対象工事前の図面、工事後の図面

【実績報告に必要な書類】

（助成対象工事及び拡幅整備工事の施工後に提出してください。）

- ・ 実績報告書
- ・ 助成対象工事が完了し、後退用地の整備工事完了後の写真
- ・ 助成対象工事後の図面
- ・ 工事に要した費用が明確になる書類（請求書や領収書の写し）
- ・ 助成金請求書
- ・ 支払金口座振替依頼書
- ・ 助成対象工事の写真（工事前・工事中）

※ 助成金の対象及び金額について、要綱改正により変更することがあります。

9 事業の流れと事務の手順（概略）

- (1) 建築基準法上の道路種別や拡幅状況等の確認
↓
- (2) 細街路拡幅整備の協議に必要な書類を提出（P.7参照）
 - 建築確認前の事前協議です。協議成立まで約1か月程度かかります。↓
- (3) 協議内容の審査
↓
- (4) 現場立会のもと、中心線を協議
↓
- (5) 図面の作成及び提出
↓
- (6) 協議成立
 - 協議書の副本（建築主等の控え）の受け取り
任意の協議（建築計画なし）の場合はここで終了となります。
 - 細街路拡幅整備助成金対象工事がある場合には、助成金対象工事施工前に助成金交付申請に必要な書類を提出してください。↓
- (7) 建築確認の申請
↓
- (8) 建築の着工
↓
- (9) 現場立会
 - 区が行う受託整備については、外構工事の始まる1か月程前に区に連絡をしていただき、現場で宅地と道路との取付けや、工事日程等の打合わせを行います。
 - ※現場立会の日時や工事日程等について、ご希望される日程が集中することにより、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。↓
- (10) 拡幅整備工事開始
 - 警視庁の許可や、地元へのPR、下水道局等関係者との打合わせも有り、工事開始までにある程度の日数がかかりますのでご了承ください。↓
- (11) 整備工事完了（完了後「後退表示板」の設置を行います）
↓
- (12) 非課税申告の手続き代行（希望者のみ）

細街路拡幅整備の協議に必要な書類

(文京区ホームページから印刷可能です。(表紙参照))

1 一般の協議の場合(建築計画あり)

- ・細街路拡幅整備協議書・・・・・・・・(正・副)
- ・無償使用承諾書・・・・・・・・(正・副)
- (区道に接する敷地で後退用地がある場合のみ)
- ・整備工事承諾書・・・・・・・・(正・副)
- ・委任状・・・・・・・・(正のみ)
- (受託整備で、区に固定資産税等の非課税手続を依頼する場合)
- ・固定資産税・都市計画税非課税申告書・・・・・・・・(正のみ)
- (受託整備で、区に固定資産税等の非課税手続を依頼する場合)
- ・図面(案内図・公図・現況測量図)・・・・・・・・(正・副)
- (案内図・公図は対象地を着色)

※道路に関する古い資料があればご添付ください。

2 任意の協議の場合(建築計画なし)

- ・細街路拡幅整備協議書・・・・・・・・(正・副)
- ・図面(案内図・公図・現況測量図)・・・・・・・・(正・副)
- (案内図・公図は対象地を着色)

※道路に関する古い資料があればご添付ください。

協議成立後、建築確認の申請をしようとする場合には、下記「3協議が成立した後に後退用地等の権利変動をしようとする場合」と同様の書類を提出してください。

3 協議が成立した後に土地所有者の変更等、後退用地等の権利変動があった場合

上記1の協議(建築計画あり)に必要な書類のうち「細街路拡幅整備協議書」を下記の「細街路拡幅整備協議変更届」に変えて、権利を継承した相手方からの提出をお願いします。(現況測量図は不要です。)

また、区画割がある場合は、公図または区画割図の提出をお願いします。

- ・細街路拡幅整備協議変更届・・・・・・・・(正・副)
- ・上記1の協議(建築計画あり)と同様の書類

4 整備を建築主自ら行う場合

上記3の協議に必要な書類のうち「整備工事承諾書」を下記の「自主整備工事届」に変えて、正副2部提出してください。また、拡幅整備工事完了後に「自主整備工事完了届」及び完了写真の提出をお願いします（正のみ）。

- ・ 自主整備工事届 (正・副)
- ・ 自主整備工事完了届 (正のみ)

5 協議が成立する前に、協議の取り下げをする場合

「細街路拡幅整備協議取下届」を提出してください。

- ・ 細街路拡幅整備協議取下届 (正のみ)

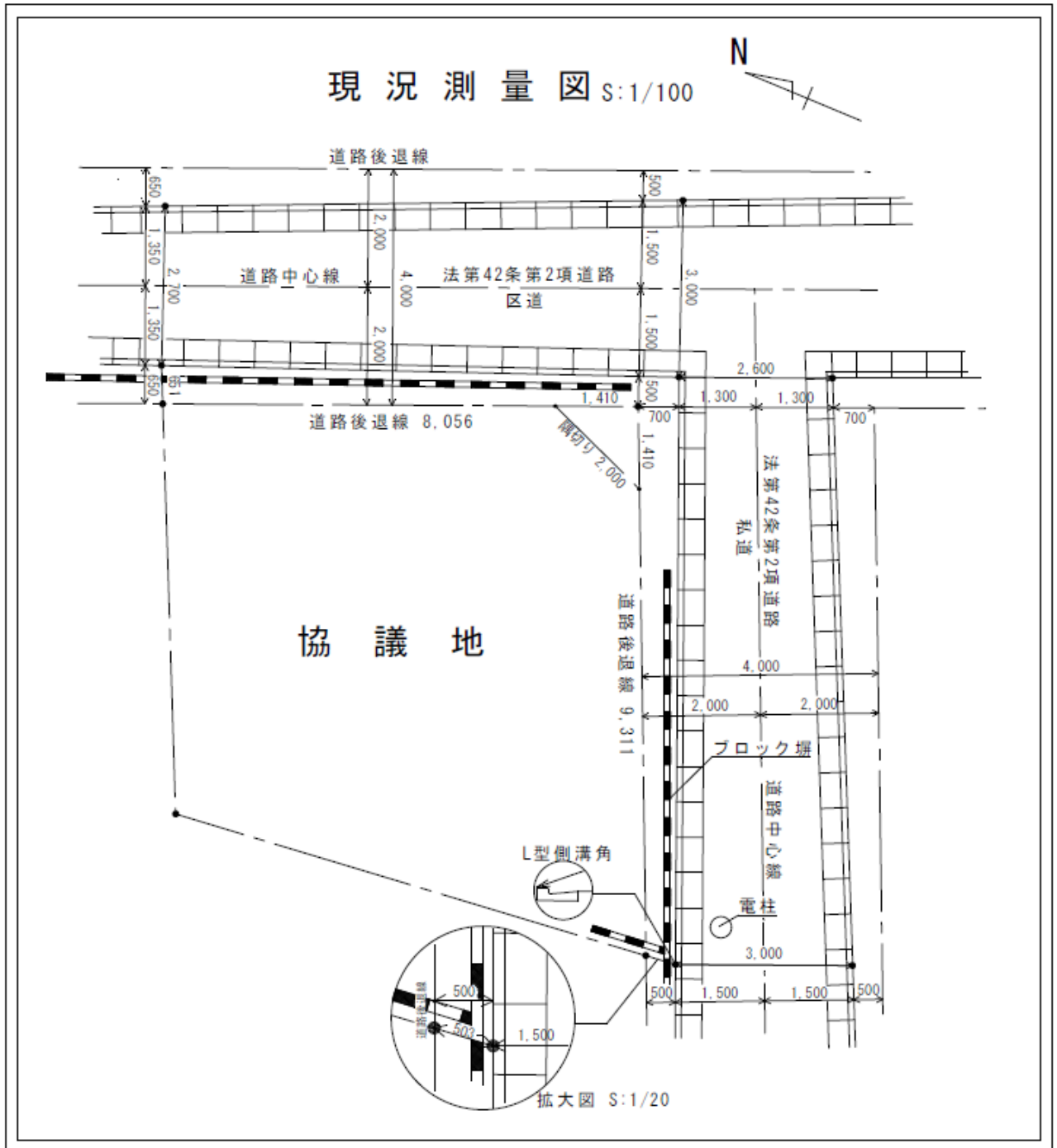
【協議についての注意事項】

- ※ 協議完了まで約1か月程度かかりますので、確認申請の提出時期を考慮して、協議書類を提出してください。
- ※ 書類は、記名押印が必要なものと、記名押印または本人の自署の何れかでもよいものがあります（本人の自署の書類に訂正が生じた場合、押印による訂正はできません。本人の自署による訂正、または、作成し直しとなります）。
- ※ 法人が自署とする場合は、代表者が自署してください。
- ※ 書類は、綴じないでください。
- ※ 固定資産税・都市計画税非課税申告書には、所有者の住所・氏名・電話番号を記載し押印してください。
- ※ 建築主や土地所有者が複数の場合、全員の記名押印または本人による自署が必要です（書類に書ききれない場合は、別紙に記名押印または本人による自署の上、提出してください）。

【お願い】

区で行う道路拡幅整備工事は、建物が竣工する頃に施工しますので、外構工事の始まる1か月程前に連絡をお願いいたします。ただし、現場立会の日時や工事日程等について、ご希望される日程が集中することにより、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<現況測量図の記入例>



(記入上のお願い)

下記の内容を明示してください。

- 方位 • 縮尺 • 前面道路現況及び幅員 • 後退線及び後退幅員
- 構造物のポイント
- 電柱（東京電力・NTT）及び保安灯の現在位置及び移設予定位置
- その他特徴となるもの

文京区細街路拡幅整備要綱

平成 2年7月7日 2文建副発第 3号 制定
平成 7年4月1日 6文建細発第140号 一部改正
平成16年4月1日15文都指第 502号 一部改正
平成18年4月1日17文都指第 328号 一部改正
平成20年7月1日20文都指第 70号 一部改正
平成27年4月1日26文都地第 344号 一部改正
平成31年2月20日30文都地第613号 一部改正
令和 6年1月24日 2023文都地第441号 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、区民の理解と協力の下に、区内の細街路の拡幅整備を図ることにより、安全で快適な住環境の確保と災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 現況幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するものをいう。
- (3) 工作物 機械式立体自動車車庫、門、塀、擁壁等であつて建築物でないものをいう。
- (4) 建築主 細街路に接する敷地に、建築物を建築し、又は工作物を設置しようとする者をいう。
- (5) 土地所有者 細街路に接する土地において、登記簿謄本の甲区欄に記載されている所有者をいう。
- (6) 宅地開発 分譲又は賃貸のための戸建住宅の建設を前提とする土地の区画又は形質の変更をいう。
- (7) 後退用地 既存の道路の境界線と法第42条第2項の規定による道路の境界線との間の土地をいう。
- (8) 隅切り用地 法第42条第2項の規定による道路に接する東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条に規定する土地をいう。
- (9) 拡幅整備 後退用地又は隅切り用地(以下「後退用地等」という。)について通行上支障のないように路面等を整備することをいう。
- (10) 区域変更 後退用地等を道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、区道に編入することをいう。
- (11) 後退表示板 後退用地であることを示す表示板をいう。

(対象)

第3条 この要綱における細街路拡幅整備の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第42条第2項の規定により指定された道路及びこれに接する隅切り用地
- (2) 前号のほか、区長が特に必要があると認めた道路

(拡幅整備の協議)

第4条 建築主又は土地所有者（以下「建築主等」という。）は、建築確認の申請、工作物の設置又は宅地開発をしようとする場合は、次の各号に掲げる事項について、協議書により事前に区長と協議するものとする。

- (1) 後退用地等の区域に関すること。
- (2) 後退用地等の使用権原に関すること。
- (3) 後退用地等の舗装工事に関すること。

2 建築主等は、前項に規定する協議が成立した後に後退用地等の権利変動をしようとする場合は、当該権利を承継する相手方に対し、前項の協議により生ずる建築主等の責務を承継させなければならない。

(任意の協議)

第5条 建築主等は、前条の規定による場合のほか、区長が特に必要があると認めるときは、前条第1項第1号に掲げる事項について、協議書により区長と協議することができる。

2 建築主等は、前項に規定する協議が成立した後に建築主等が建築確認の申請、工作物の設置又は後退用地等の整備をしようとするときは、前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、協議書により事前に区長と協議するものとする。

(測量)

第6条 区長は、区道に接する後退用地等について、拡幅整備に必要な測量を行うものとする。

2 建築主等は、私道に接する後退用地等について、第4条第1項に規定する協議により、区長が拡幅整備を行うときは、区長に対し、拡幅整備に必要な測量を委任することができる。

3 区長は、前項の規定による委任を受けたときは、第1項に規定する測量を行うものとする。

(区域変更)

第7条 区長は、土地所有者から区道に接する後退用地等の寄附の申出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、当該後退用地等を区道に区域変更するものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、土地所有者から区道に接する後退用地等の無償使用の承諾があった場合は、当該後退用地等を区道に区域変更するものとする。

(拡幅整備)

第8条 区長は、第4条又は第5条の規定による協議が成立し、建築主等から拡幅整備の承諾を受けたときは、後退用地等について整備を行う。この場合において、整備を行うために必要な整地は、建築主等が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主等が後退用地等について整備を行うものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、区長が当該整備を行うことができる。

- (1) 建築主等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合
- (3) 建築主等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校を設置する私立学校法（昭和24年法

律第270号)第3条に規定する学校法人である場合

(4) 宅地開発又は建築物が文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱(56文建管発第292号)の適用を受ける場合

(5) 建築物が文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(平成20年3月文京区条例第11号)の適用を受ける場合

(6) 前各号に掲げるもののほか区長が別に定める場合

(助成金及び奨励金)

第9条 区長は、当該後退用地等の拡幅整備を完了した建築主等に対して、助成金を交付することができる。

2 区長は、第7条第1項の規定により隅切り用地の寄附を受けたときは、当該後退用地等の拡幅整備が完了した建築主等に奨励金を交付することができる。

3 第1項に規定する助成の対象工事及び助成額並びに前項の規定による奨励金の交付等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(後退表示板の設置)

第10条 区長は、拡幅整備が完了したときは、建築主等の協力を得て後退表示板を設置するものとする。

(後退用地等の維持管理)

第11条 後退用地等(区道に区域変更されたものを除く。)は、土地所有者が維持管理を行うものとする。

(後退用地等の非課税手続の代行)

第12条 土地所有者は、区長が拡幅整備をした土地について、固定資産税及び都市計画税の非課税申告手続を委任することができる。

2 区長は、前項の規定による委任を受けたときは、固定資産税及び都市計画税の非課税申告手続を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成2年10月1日から適用する。

付 則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、決定日から施行する。

付 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

文京区細街路拡幅整備助成金及び奨励金交付要綱

平成16年 4月1日15文都指第500号 制定
平成18年 4月1日17文都指第330号 一部改正
平成19年 4月1日18文都指第241号 一部改正
平成27年 4月1日26文都地第345号 一部改正
平成30年10月1日30文都地第301号 一部改正
令和3年3月31日2020文都地第675号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区細街路拡幅整備要綱(2文建副発第3号。以下「整備要綱」という。)第9条第3項の規定に基づき、助成金及び奨励金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、整備要綱で定める用語の例による。

(助成金及び奨励金の交付対象)

第3条 整備要綱第9条第1項に規定する助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者は、同項に規定する建築主等とする。

2 整備要綱第9条第2項に規定する奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けることができる者は、同項に規定する建築主等とする。

(助成金及び奨励金の額)

第4条 助成金の対象となる拡幅整備に伴う工事等及び助成金の額は、別表第1に定めるところによる。ただし、実際の工事等に要した費用が当該額よりも少ない場合は、その要した費用を助成額とする。

2 前項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 区長は、別表第1に掲げるもののほか、特に必要があると認めた工事については、助成の対象とすることができる。

4 奨励金の額は、別表第2に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記様式第1号)により、あらかじめ、区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することを決定したときは助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、助成金を交付しないことを決定したときは助成金不交付決定通知書(別記様式第2号の2)により、申請者に通知する。

(実績報告書の提出)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、対象となる工事が完了したときは、実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に届け出なければならない。

(1) 助成対象工事前及び助成対象工事後の写真及び図面

(2) 助成対象工事に要した費用が明確になる書類

(助成金の額の確定)

第8条 区長は、前条の実績報告書を受領した場合において、現地調査等により、助成金交付の決定の内容に適合すべきものかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、交付対象者に助成金確定通知書(別記様式第4号)により通知しなければならない。

(助成金の請求)

第9条 助成金の交付対象者は、助成金請求書(別記様式第5号)を区長に提出するものとする。

(奨励金の交付申請)

第10条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書(別記様式第6号)により、区長に申請しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、奨励の対象となると認めるときは奨励金交付決定通知書(別記様式第7号)により、対象とならないと認めるときは奨励金不交付決定通知書(別記様式第7号の2)により、申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第12条 前条の規定による交付決定を受けた者は、拡幅整備が完了した後に、奨励金請求書(別記様式第8号)により区長に対し奨励金の交付を請求する。

(助成金又は奨励金の交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成金又は奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金又は奨励金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金又は奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) 整備要綱及びこの要綱の規定に違反し、又は整備要綱及びこの要綱に基づく区長の指示に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金又は奨励金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書(別記様式第9号)又は奨励金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(助成金又は奨励金の返還)

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金又は奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金又は奨励金が交付されているときは、助成金又は奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消された者に対し、助成金又は奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(適用の除外)

第15条 整備要綱第9条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 整備要綱第8条第2項各号に該当する場合。

(2) この要綱に基づく助成金の対象となる工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である場合。

2 前項の場合において、区長が特に公益上必要であると判断したときは、この限りでない。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

助成対象		金額	
		高さ	
※1 塀の撤去		0.5メートル以上	1メートル当たり 15,000円
※2 塀の設置 (助成対象は、撤去した延長を限度とする。)		0.5メートル以上 1.0メートル未満	1メートル当たり 15,000円
		1.0メートル以上	30,000円
※3 擁壁・土留 の撤去及び設置	撤去のみ	0.4メートル以上 1.0メートル未満	7,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	1メートル当たり 17,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	27,000円
	設置のみ	0.4メートル以上 1.0メートル未満	13,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	1メートル当たり 33,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	53,000円
	撤去及び設置	0.4メートル以上 1.0メートル未満	20,000円
		1.0メートル以上 1.5メートル未満	1メートル当たり 50,000円
		1.5メートル以上 2.0メートル以下	80,000円
	最高限度額		
4 水道メーターの移設		1個所当たり	5,000円
5 柵の移設(私設)		1個所当たり	5,000円
6 樹木の移設	幹周り15センチメートル以上 35センチメートル未満	1本当たり	10,000円
	幹周り35センチメートル以上 60センチメートル未満		31,000円
	幹周り60センチメートル以上		85,000円
7 私道上の電柱移設		1本当たり	180,000円
8 測量(寄附の場合)		1件当たり	30,000円
9 分筆登記(寄附の場合)		1件当たり	50,000円

※ 2の塀の設置については、次に掲げる要件を満たすものを助成の対象とする。

- (1) フェンスによる塀とし、前面道等の路面の中心からの高さを2メートル未満とすること。ただし、敷地の形状、構造等により、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つものとして区長が認めるものであること。

※ 3を適用した場合は、1及び2は適用しないものとする。

別表第2(第4条関係)

奨励対象	金額	
隅切り用地の寄附	1個所当たり	200,000円

問い合わせ先

都市計画部 地域整備課

(細 街 路 担 当)

電話番号 (中心線担当) : 03-5803-1500

電話番号 (整備工事担当) : 03-5803-1268

令和6年4月

印刷番号 H0224002